

平成25年6月11日

(ADR事業者等に関するヒアリング事項)の回答について

公益社団法人家庭問題情報センター

○ 認証ADRの手続きの実際について

・ 取り扱う紛争の範囲、具体的な事案

当法人ADR規程には、「婚姻関係の維持又は解消、婚姻関係の解消後における子の監護に関する紛争について」調停手続を行う旨規定されており、具体的には離婚、円満調整、別居、養育費、婚姻費用、面会交流、財産分与、解決金等である。

平成21年4月～平成25年3月末までの取扱い事件数、事件名

離婚等（別居など複数の申立を含む）	36件
円満調整	13
面交・養育費	2
面会交流	6
養育費	2
合計	59件

上記の内、調停成立34、不成立6、取下げ9、不応諾10である。

・ 相談の受付状況、相談からADR手続への流れ

- ① ホームページを見ての相談が最も多く、約2分の1、その他公私の女性母子援助機関、相談機関からの紹介がある。申立はほぼすべて電話であり、在室当番から分配担当者に連絡がある。他に、直接来訪しての申立ても若干ある。
- ② 事前に面接する場合は、分配担当者が当事者に対し、まず紛争内容を聞き、法人が扱える事件か否かを判断する。DV等当法人でのリスクも確認し、同席できるか否かも確認している。
- ③ 分配担当者は、調停は同席で実施すること、有料であること、調停人の選任等の重要事項について説明を行う。また、申立の趣旨・経過等を聴取し、その際、担当者は、年齢、家族構成、同居・別居の事実等を質問し、相手方の参加の可能性も把握したうえで、相手方に対して説明書等の書面を郵送している。

・ 申立が簡易にできるようにするための工夫

- ① 時間外、土日曜日でもなるべく対応するようにしている。
- ② 申立時、戸籍謄本の提出のみ依頼。
- ③ 申立用紙、説明書、リーフレット等の郵送。

- ④ 室当番マニュアルを作成（飛び込み申立時の対応法）し、分配担当者に迅速な電話連絡をするようにしている。

#### ・相手方の応諾を取り付けるための工夫

- ① 何よりもまず当法人の組織と調停の特色を理解してもらうことに重点をおき、調停手続について、リーフレット、説明書、依頼書を送付する。大阪においては、事案ごとに申立人の希望（当人の同意を得て）も含め、分配担当者から相手方に書面を作成して送付している。東京においては、調停参加同意が困難と思われる相手方に対しては、ADR調停の有効性や利点について説明した書面を郵送している。
- ② 説明書に付加する重点的な説明事項は、同席調停の利点、土日・祭日、時間外調停の実施、調停人は一定以上の経験（家裁調査官歴5年以上家裁調停委員歴5年以上）を積んだ者であること、分配担当者の氏名、電話番号（FPIC）等も併記している。これまでの経験では、全く調停に応じる意思のない場合を除いて、多くの場合電話での問い合わせがあり、来室する者もある。不応諾の可能性が高い相手方にも一定の時期において照会の電話を入れている。

#### ・和解の仲介手続における工夫

当法人の調停は、調停人が主導するのではなく、当事者自身が同席して相手の主張等を徴することにより、これまでの婚姻生活の中で生じた考えや期待、相違点を理解し、自らが着地点を模索することを最重要視している。したがって調停人は相互の発言を傾聴し、中立な立場で、その内容を整理したり、言い換えたりすることによって、調停が冷静に進むよう努め、説得や批判はしないように心がけている。

#### ・成立した和解の実効性を確保するための工夫

- ① 合意書の完成が間近になった段階で、助言弁護士に報告し、助言・修正等を得ている。
- ② 公正証書作成時は、公証役場まで付き添うことがある。事前に公証役場に連絡し、必要があれば合意内容をファックスやメール添付資料により送付している。また、当事者に対して、合意内容につき誠実な履行を行うよう自覚を促している。
- ③ 年金分割については、ADR合意書のみでは受け付けられないので、公正証書を作成したり、当事者が年金機構に出向くよう促している。

#### ・当事者の負担する費用

費用は規程通り（申立時3000円、調停1回ごとに各当事者から1万円）徴収している。当事者から費用が高いとの意見は一部あるが、時間外調停や3時間以上を要する場合も多々あり、弁護士費用に比較すれば安い

との評価もある。現状、調停人の報酬と事務費に充当するのみであり、研修、ADRの広報活動を行う余裕はない。

・**守秘義務が問題になった事例**

特になし。ただ事例研究等を行う際、個人情報漏えいの防止に強い配慮は必要である。

・**代理人の選任状況**

代理人の選任された事例はない。

・**ADR 法上の特例の利用状況(時効中断効、訴訟手続の中止、調停、調停前置の利用状況)**

特になし。

・**利用者の利用のきっかけ、実施した ADR 手続等に対する評価**

- ① ホームページからの利用が多い。ホームページの内容を分かり易いものに修正した。
- ② 当事者の評価は徴していないが、概ね好評ではないかと考えている。調停成立後にお礼の手紙が送られてきたり、お礼の電話があった事例がある。根底に、話をじっくり聞いてもらったとの充足感があると見ている。これまで、不満の表明はない。

・**手続・結果概要の公表**

手続についてはホームページ上に、結果概要についてもホームページ上に件数を記載している。

○**認証 ADR の利用促進について**

・**広報、専門・得意分野の PR**

- ① ホームページ上に登載しているが、なお社会意識啓発の必要性を痛感。
- ② 地方自治体、相談機関へのリーフレット配布と説明。
- ③ 大阪ではシンポジウム（ADR 協会）等での発表をすることがある。

・**他機関との連携**

ADR 協会・弁護士会・司法書士会・産業カウンセラー等。

○**認証 ADR の運用について**

・**組織・体制**

現在東京・大阪の2組織で運用している。

・**財務状況**

ADR 単体で財務が安定しているとは言い難い。調停人、助言弁護士の充実強化、広報活動の費用が必要である。

・**手続実施者等に関する研修等**

年に1回以上は研修を行っている。

○**認証 ADR の認証・監督手続について**

- ・ 認証、監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容等

名古屋ファミリー相談室が平成26年4月からADR業務を開始すべく準備中であるが、このような場合指導、助言をいただきたい。

- 認証 ADR 制度の問題点について

- ・ 制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例

- ① 執行力の付与・・・当事者の負担軽減
- ② 年金分割について、家事調停との同一効力の付与。
- ③ 家族紛争の早期対応が如何に効果的かは説明するまでもないが、その趣旨からADRの有効活用を検討され、この公益性に着目した対応を期待する。

- ・ その他関連事項

特になし